

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1049 号（諮問第 1708 号）

件名：措置入院者の症状消退届の不開示決定に関する件

- 1 開示請求  
平成 30 年 1 月 16 日
- 2 原処分  
平成 30 年 1 月 30 日（不開示決定）  
愛知県知事（以下「知事」という。）は、措置入院者の症状消退届（平成 28 年度及び平成 29 年度 17 件）（以下「本件行政文書」という。）を不開示とした。
- 3 審査請求  
平成 30 年 2 月 2 日  
原処分の取消しを求める。
- 4 諮問  
令和 4 年 11 月 9 日
- 5 答申  
令和 5 年 4 月 25 日
- 6 審査会の結論  
知事が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。
- 7 審査会の判断
  - (1) 判断に当たっての基本的考え方  
愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。  
当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。
  - (2) 本件行政文書について  
本件行政文書は、指定医による診察の結果、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至ったときに、精神科病院等が作成して知事へ提出される症状消退届のうち、平成 28 年度及び平成 29 年度に愛知県衣浦東部保健所に提出されたものであり、実施機関は、本件行政文書を条例第 7 条第 2 号及び第 3 号イに該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「条例第7条第2号、第3号イに該当しない。」と主張していることから、本件行政文書が条例第7条第2号及び第3号イに該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の内容を見分したところ、精神科病院等に入院中の措置入院者の住所、氏名、性別、生年月日、入院年月日、病名、入院後の病状又は状態像の経過、退院後の帰住先及びその住所、入院中の精神科病院の名称及び所在地並びに診察した指定医の氏名等が記載されていることが認められた。

本件行政文書は、精神科病院等に入院中の措置入院者について作成された届出であり、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(5) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ

ウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の内容を見分したところ、措置入院者が入院中の精神科病院等である法人の名称、管理者及び指定医等の氏名並びに管理者の印影等が記載されているほか、指定医等の率直な意見や評価等が記載されていることが認められた。

本件行政文書は、当該法人が作成したものであり、これらを公にすれば、当該法人における事業活動に対する不当な干渉をもたらすおそれや、特に指定医等の氏名等を本人が了知した場合には、措置入院に対する不満から当該法人の業務に支障を及ぼすような行為を行うおそれがあるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、印影については、開示することにより偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、本件行政文書は、条例第7条第3号イに該当する。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。